

多治見都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別のとおり変更する。

多治見都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更理由書

本区域は、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市とともに東濃圏域を形成しており、古くから陶磁器の集散地として栄え、東濃圏域における中心都市として位置付けられています。

また、名古屋市との結びつきが強く、名古屋圏の中核的都市群の一つとして、隣接する都市計画区域との経済・産業を含めた機能補完や一体的な連携が図られてきました。今後、先端技術や伝統文化などの地域特性を活かしながら、(仮称)東濃西部都市間連絡道路等に代表される交通ネットワークやリニア中央新幹線の整備により、広域交通網の連携による一層の活力が期待されています。

一方で、本区域の人口は減少傾向にあり、少子化、高齢化も進んでいます。空き家数も増加傾向にあり、区域内の中心拠点と地域拠点間の公共交通ネットワークの強化が必要となっています。

このようなことから、本区域の都市づくりの基本理念を『人と地域のつながりが生み出す、「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現 ～共につくる。まるごと元気！多治見～』と設定し、中心市街地と郊外地域が連携した「ネットワーク型コンパクトシティ」を形成し、持続可能なまちづくりを推進していきます。

本区域における以上のような都市の将来像について、2017年(平成29年)に実施した都市計画基礎調査結果等を踏まえ、都市の発展の動向、人口等の現状及び2030年(令和12年)を目標年次とした将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設及び市街地開発事業等についてのおおむねの配置、規模等を定め、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るため、別のおおむね変更するものです。

多治見都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(多治見都市計画区域マスタープラン)

岐 阜 県

目 次

1	当該都市計画区域における現状と課題	1
1-1	既定計画におけるまちづくりの方針	1
1-2	まちづくりの現況	1
1-3	当該都市計画区域の課題	3
2	都市計画の目標	4
2-1	都市づくりの基本理念	4
2-2	地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）	4
2-3	各種の社会的課題への都市計画としての対応	6
2-4	当該都市計画区域の広域的位置づけ	8
3	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針	9
3-1	区域区分の有無	9
3-2	区域区分の方針	11
4	主要な都市計画の決定の方針	12
4-1	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	12
1.	主要用途の配置の方針	12
2.	市街地における建築物の密度の構成に関する方針	14
3.	市街地の土地利用の方針	14
4.	その他の土地利用の方針	15
4-2	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	16
1.	交通施設の都市計画の決定の方針	16
2.	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	19
3.	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	21
4-3	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	21
1.	主要な市街地開発事業の決定の方針	21
2.	市街地整備の目標	22
3.	その他の市街地整備の方針	22
4-4	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	22
1.	基本方針	22
2.	主要な緑地の配置の方針	23
3.	実現のための具体の都市計画制度の方針	24
4.	主要な緑地の確保目標	25

1 当該都市計画区域における現状と課題

1-1 既定計画におけるまちづくりの方針

多治見都市計画区域（以降、「本区域」という。）を構成する多治見市第7次総合計画（後期計画：2020年度～2023年度）では、まちづくりの基本方針を『共につくる。まるごと元気！多治見』とし、市民、NPO、ボランティア団体、企業、行政など多様な主体が協働し、まちづくりを進めていきます。

まちを元気にするため、女性の活躍と子育て・子育てを後押しする施策、移住定住施策、広域連携による観光誘客を促す施策等を推進します。また、中心市街地と郊外地域が連携した「ネットワーク型コンパクトシティ」を形成し、持続可能なまちづくりを推進します。

『共につくる。まるごと元気！多治見』の実現に向けた5つの柱

- ①安心して子育て・子育てするまちづくり
- ②健康で元気に暮らせるまちづくり
- ③にぎわいと活力のあるまちづくり
- ④安全・安心で快適に暮らせるまちづくり
- ⑤市民が互いに助け合い学び合うまちづくり

1-2 まちづくりの現況

本区域は、産業振興に伴う郊外の開発や住宅地開発により、都市的土地利用が進み、市街地が拡大傾向にあります。

その一方、人口減少に伴う空き家の増加、商業機能の低下がみられ、活力あるコンパクトなまちづくりが必要となっています。

(1) 人口の動向

- ・ 本区域における人口は、2005年以降減少傾向にあり、約110千人（2015年）となっており、市街化区域では、約102千人（2015年）となっています。
- ・ 世帯数は緩やかに増加し、約41千世帯（2015年）となっている一方、世帯人員は2.66人（2015年）と減少が続いています。
- ・ 2010年～2015年で、生産年齢人口は約5.5千人減少し、老年人口は約4.9千人増加、年少人口は約1.4千人減少しており、少子化・高齢化が進んでいます。
- ・ 近年大規模な宅地開発がされた地域では、子育て世帯の転入等により人口増加傾向にある一方、昭和期に宅地開発された地域では、人口減少傾向にあり、高齢化が進行しています。

(2) 土地利用の動向

- ・ 都市計画区域の約 58% (約 5,255ha) は、山林を主体とした自然的土地利用となり、残りの土地利用約 42%のうち約 1/3 (約 1,268ha) が住宅用地を占めています (2017 年)。
- ・ 市街化区域 (約 3,121ha) では、自然的土地利用が約 21% (約 644ha)、住宅用地が約 36% (約 1,139ha)、商業用地が約 6% (199ha)、工業用地が約 6% (190ha) となっています (2017 年)。
- ・ 市街地は、多治見駅を中心に広がっており、丘陵地に囲まれた盆地に形成されています。
- ・ 市街化区域における平面駐車場、採石場及び資材置場等の低・未利用地は約 168ha (2017 年) で市街化区域の約 5%を占め、ほぼ横ばいの状況にあります。
- ・ 住宅・土地統計調査における空き家数は 6,740 戸 (2018 年) であり、増加傾向にあります。
- ・ 高速道路等の交通利便性を活かして、工業団地の整備や企業誘致促進策を展開しています。

(3) 生活環境等の状況

- ・ 都市計画道路の整備状況は 81.97 kmの計画に対し、整備済み路線は 47.00 km (整備率 57.3%) (2017 年) となっています。
- ・ 公共交通の充実策を展開しており、コミュニティバス (中心市街地線) の乗車人数は約 125 千人 (2018 年度) で増加傾向にあります。
- ・ 多治見駅周辺では、駅北地区において多治見駅北土地区画整理事業が完成し、虎渓用水広場を中心に憩いの場が形成され、駅南地区では市街地再開発事業が進んでいます。
- ・ 地区計画を 9 箇所指定しており (2018 年)、地区整備計画等に基づき、良好な居住環境を形成するための施策や、周辺環境への影響を抑えた工業系土地利用を展開しています。
- ・ まちの美観の保護及び、広告物の倒壊・落下や見通しを妨げることによる危険から歩行者や車を守るため、屋外広告物法の掲出・表示についてルールを定め、規制及び誘導を行っています。

(4) 自然環境等の状況

- ・ 風致地区 5 箇所 (109.9ha) の指定により (2018 年)、丘陵地の緑や身近な緑が保全されています。
- ・ 多治見らしい風景づくりを総合的かつ計画的に進め、誇りと愛着の持てる魅力あるまちづくりを推進するため、景観法に基づいて一定規模以上の開発、建築等行為 (大規模行為) に対し、外観色の規制誘導及び敷地内緑化の指導を行っています。
- ・ 市民参加による風景づくりへの支援策として、景観知識醸成のための「たじみ景観塾」を実施しています。

1-3 当該都市計画区域の課題

まちづくりの現況を踏まえた本区域の課題は以下のとおりです。

(1) ネットワーク型コンパクトシティの形成

- ・ 立地適正化計画に基づき、中心拠点や郊外の地域拠点において都市機能や居住の誘導を図るとともに、中心拠点と地域拠点間の公共交通ネットワークを強化する必要があります。

(2) 中心市街地の再生・活性化

- ・ 多治見駅北地区の都市機能の向上に加え、駅南地区で進めている市街地再開発事業を契機に駅南・川南地区の再生・活性化に向けた具体策を展開し、駅周辺地区における中心拠点としての都市機能を高める必要があります。

(3) 骨太の産業構造を形成する土地利用展開

- ・ 陶磁器やタイルなどの地場産業の振興に加え、交通の利便性、地理的優位性をもとに進めている民間企業の本社機能や製造業、運輸業等の企業誘致等により、新たな産業創出を図る必要があります。

(4) 交通環境の充実にに向けた総合的な取組み

- ・ 市街地内の慢性的な道路渋滞の緩和、内環状道路を始めとする効果的な道路網の整備推進と公共交通の充実に軸に、交通環境問題に対する総合的な施策を展開する必要があります。
- ・ 誰でも安全で快適に移動できる交通手段を充実させ、歩行者空間を確保する必要があります。

(5) 水と緑の計画的な保全

- ・ 2007年、日本最高気温 40.9℃（当時）を記録した本区域では、土岐川などの水辺の活用や虎渓用水広場での水と緑の調和、斜面緑地の管理・保全など、水と緑のある暮らしを大切に、市街地における快適で潤いのある生活環境・空間づくりを進める必要があります。

2 都市計画の目標

2-1 都市づくりの基本理念

本区域は、多治見市第7次総合計画（後期計画）の基本方針である「共につくる。まるごと元気！多治見」の実現のため、人口減少による様々な課題を克服するための都市づくりを進める必要があります。そのために、中心市街地と郊外地域が連携した「ネットワーク型コンパクトシティ」を形成し、持続可能なまちづくりを推進していきます。以上から、都市づくりの基本理念を次のように設定します。

人と地域のつながりが生み出す、
「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現
～共につくる。まるごと元気！多治見～

2-2 地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）

本区域でのまちづくりを進める上で、そのテーマやイメージを共有する地域を一体的に捉えて計画し、まちづくりの理念を的確に具体化させていきます。

盆地地形と密接に関係して形成されてきた市街地特性から、「中央部市街地エリア」、「東部丘陵地エリア」、「西部・南部丘陵地エリア」の3つのエリアに区分し、エリアごとのまちづくりのイメージを示します。

(1) 中央部市街地エリア…「多くの人が集い楽しむまちづくり」

- ・ 既存ストックの有効活用と都市機能の維持・誘導に力点を置いた「ネットワーク型コンパクトシティ」の中心拠点として、効果的な商業・サービス、公益施設の配置と、誰もが安全で快適に移動できる交通環境・生活環境の形成を目指すエリアとします。
- ・ 中心市街地の外郭を構成する内環状道路により、中心市街地に集中する交通の分散を図ります。また、多治見駅北土地区画整理事業や駅南地区の市街地再開発事業を契機として、交流・定住人口の増加、まちのにぎわい創出を目指します。
- ・ 中心市街地に隣接する住宅地として、東側地区は東部丘陵地エリア、西側地区は西部・南部丘陵地エリアとのまちづくりイメージを共有する良好な居住環境の形成を目指します。

(2) 東部丘陵地エリア…「美濃焼文化と新たな産業が共存するまちづくり」

- ・ 美濃焼の歴史性を活かした個性あるまちづくりと緑地の多い良好な居住環境が共存するまちづくりを進めるエリアとします。
- ・ 地域の独自性を発揮しながら発展してきた地場産業振興地では、地域資源を活用してまちのにぎわいを創出していきます。また、まちの防災機能や交通機能の強化を図るなど快適な生

活環境の形成を目指します。

- ・ 丘陵部開発地の住宅団地においては、団地の高齢化を見据えた適切な施策の展開により、いつまでも住み続けられる住環境の創出に努めます。
- ・ 工業系開発地では、周辺の自然的環境や生活環境に配慮した適正な土地利用に努めます。

(3) 西部・南部丘陵地エリア…「里山の緑とともに暮らすまちづくり」

- ・ 広域的に優れた森林機能を有する緑を保全するとともに、まとまりある農地を地域の優れた自然環境として保全し、農業振興と調和のとれた暮らしを維持していくエリアとします。
- ・ 多治見市市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例（以下、「開発許可基準条例」という。）を活用したコミュニティの維持を図ります。
- ・ 山あいに立地する集落地において、地域周辺の優れた環境を有する森林や農地の保全・管理計画と連携し、自然の中での活動や自然環境を体感できる場の創出を図ります。

図：地域区分図



2-3 各種の社会的課題への都市計画としての対応

本区域における各種の社会的課題に対しては、多治見市総合計画はもとより各分野計画との整合・連携をとりながら、都市計画として以下のとおり対応を図ります。

(1) ネットワーク型コンパクトシティの実現

- ・ 多治見市の「まちの顔」となる中心拠点と、ずっと暮らし続けられる地域を支える地域拠点を、公共交通ネットワークでつなぐ『ネットワーク型コンパクトシティ』の形成を進めます。
- ・ 市街地の人口密度を維持し、投資効果を高めるため、中心市街地にあたる「中心拠点」及び、生活利便性が比較的高い郊外地域の「地域拠点」へ都市機能を誘導します。
- ・ 中心拠点や地域拠点を中心とする、比較的公共交通の利便性が高い地域において人口集積を目指し、居住を誘導します。
- ・ 中心拠点に立地する多様な都市機能へ便利にアクセスできる鉄道や基幹的なバス路線により、中心拠点と地域拠点間をつなぎます。
- ・ 生活の基盤となる公共交通の確保・維持のため、鉄道、路線バス、コミュニティバス、地域内交通による公共交通ネットワークを構築するとともに、居住地の暮らしの足を確保します。

(2) 安全・安心なまちづくり

- ・ 内環状道路の配置による、中心市街地の通過交通の抑制や、ゾーン 30 等の交通安全対策等により、誰もが安全に快適に移動できる交通環境の形成を図ります。
- ・ 街頭防犯カメラ、街路灯の設置など、犯罪が発生しにくい環境づくりに努めるとともに、地域住民による自主防犯活動や監視体制の強化により、防犯に対する意識の向上を図ります。
- ・ 面的整備事業や地区の実態に合わせた市街地整備により、狭あい道路の解消や建築物の不燃化・耐震化など災害に強い都市基盤整備を進めます。
- ・ 都市型水害や土砂災害等による被害を軽減するため、土砂災害のおそれのある区域において一定の開発を抑制したり、警戒避難体制を整備したりするなどのソフト対策や、河川改修や砂防施設整備などのハード対策の充実を進めます。
- ・ 水害対策として河川の浚渫や護岸整備を進めるとともに、雨水貯留機能の拡充に努めることで、排水、流出抑制機能の維持・向上を図ります。
- ・ 土岐川等の氾濫により広範囲にわたり浸水想定区域が広がっていることから、洪水ハザードマップの周知等のソフト対策を推進します。
- ・ 防災倉庫の設置や防災資機材の定期的な点検等、備蓄資材の拡充、水道施設の耐震化などにより、非常時や災害時のライフラインを確保します。

(3) 自然環境の保全

- ・ 無秩序な開発を抑制し、森林・丘陵地の緑や優良な農地を守り、自然環境の保全を図ります。

- ・ 緑地協定、地区計画、景観計画による民有緑化の推進などにより、身近な緑の保全を図ります。
- ・ 里山の整備改善を図るとともに、森林が有する保健休養機能の拡充、水辺の環境整備を図ることで、自然とふれあう場を拡大します。
- ・ 貴重な植物が自生する湿地の保全を図るとともに、自然環境に配慮した河川管理を行うことで水辺環境の保全を図ります。
- ・ 公共交通機関の利用促進、円滑な交通を確保する道路網の整備、環境負荷の少ない省エネルギー型の交通機関の導入や都市施設の緑化の促進など、環境にやさしい都市と交通システムを構築します。
- ・ 公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全のため、下水道整備等による排水・し尿処理体制の充実に努めます。

(4) まちの風景づくり

- ・ 景観法に基づく「多治見市美しい風景づくり条例」や「多治見市風景づくり計画」を運用し、将来にわたり誇ることのできる美しい風景づくりを目指します。
- ・ 電線類の地中化を含む道路空間の整序や緑化、沿道建築物の景観的配慮により風格のある都市の顔づくりを進めます。
- ・ 丘陵地と中心市街地周辺の段丘斜面の緑については、地区計画や緑地協定により適切に保全するとともに、虎溪山等の山稜においても、積極的な緑地の保全を図ります。

(5) 福祉環境の整備

- ・ 高齢者、障がい者をはじめ市民の誰もが安全かつ快適に利用できるように、公共的な施設のバリアフリー化を推進します。
- ・ 重点整備地区を定め、優先的にバリアフリー化を進めます。

2-4 当該都市計画区域の広域的位置づけ

本区域は、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市とともに東濃圏域を形成しており、東濃圏域における中心都市として位置付けられています。これら5市を結ぶ(国)19号などの未改修区間の早期着工等に向けた「東濃5市東西幹線道路整備促進協議会」において、リニア中央新幹線による広域交流の活性化を想定した各市間の連携強化を図るとともに、都市計画道路の整備など共通の目的・課題に対して協力することが期待されています。

また、土岐市、瑞浪市とともに東濃西部地域を形成しています。この地域においては、東海環状自動車道(東回りルート)や中央自動車道により、「人・もの・情報」の交流が充実し、特に三河方面へのアクセスが容易となり、地域の開発ポテンシャルの高まりがみられます。

本区域は、古くから陶磁器の集散地として栄え、東濃西部地域の中心都市として発展してきました。また、名古屋市との結びつきが強く、名古屋圏の中核的都市群の一つとして、隣接する土岐市、可児市及び愛知県の犬山市、春日井市、瀬戸市、小牧市との経済・産業を含めた機能補完や一体的な連携を進めます。

今後は既存の交通ネットワークに加え、(仮称)東濃西部都市間連絡道路の整備により地域間の交流を図り、伝統文化、先端技術などの地域特性を活かしながら、国内はもとより、世界の人々が集まる魅力ある地域づくりを推進します。

3 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

3-1 区域区分の有無

本区域の現状及び今後の見通しを分析し、「市街地の拡大の可能性」、「良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成」及び「緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮」の視点から区域区分の有無を定めます。

(1) 本区域の現状及び今後の見通し（展望）

① 地形その他の地理的条件

- ・ 本区域は、市街地の周辺を丘陵地に取り囲まれた盆地状の地形をしており、本区域の中心部を東西方向に土岐川が流れています。
- ・ 標高は 100m～200mまでの土地が山間部を除いて殆どであり、都市化されやすい地域が市街地の北西部に延びています。

② 人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通し

- ・ 1995 年頃から人口の増加傾向は小さくなり、2010 年以降は明瞭な減少傾向を示しています。世帯数についても、今後は減少傾向が予測されています。
- ・ 市街化調整区域の人口は全体の約 6%（2017 年）程度となっており、今後も現状を維持すると予想されます。
- ・ 市街化区域の可住地人口密度は約 55 人/ha（2017 年）で、今後、低下していくと見込まれます。

③ 産業の業況及び今後の土地需要の見通し

- ・ 事業所数は卸売業、工業が引き続き減少傾向にある一方、小売業については 2012 年以降回復傾向にあります。
- ・ 卸売業における従業者数及び商品販売額は引き続き減少傾向にあります。
- ・ 工業における従業者数及び製造品出荷額等は、従業者数等は 2016 年以降、製造品出荷額等は 2011 年以降回復傾向にあります。
- ・ 地場産業である陶磁器産業は、窯業・土石製品出荷額が 2011 年以降回復傾向にあります。
- ・ 今後は、計画的なまちづくりにより、新規産業の振興に向けた事業用地が供給されるとともに、市街地再開発事業等による商業地化やまちなか居住が進むと見込まれます。

④ 土地利用の現状等

- ・ 平地部を中心に広がっている既成市街地と、丘陵部の開発で宅地化された団地等で本区域の市街地が形成され、その周辺を森林が取り囲んでいます。
- ・ 商業地は(国)19号、(国)248号沿道や、多治見駅周辺、土岐川を挟んだ市街地の周辺に、工業地は滝呂地区、市之倉地区、共栄地区、笠原地区といった地場産業の盛んな地区及び山吹テクノパーク地区や長瀬テクノパーク地区などの企業誘致を実施した地区周辺に、農業振興地域における農用地区域は、本区域北西部に位置しています。
- ・ 都市計画区域面積の内、山林・その他自然地在が52.9%、農地等が3.2%、宅地（住宅・商業・工業用地）が19.5%を占めています（2017年）。

⑤ 都市基盤施設の整備の現状

- ・ 都市計画道路の整備率は57.3%、市街化区域内における幹線街路の配置密度は1.07km/km²となっています（2017年度末）。
- ・ 公共下水道の整備率は、82.6%（2018年度末）となっています。
- ・ 都市公園は、都市計画区域の1.7%、都市計画区域人口一人当たり14.19m²/人（2018年）が確保されています。

⑥ 産業振興等に係る計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施の有無

- ・ 多治見市産業・観光振興計画に基づき、新規産業の振興に向けて、事業用地の開発と企業誘致を進めます。
- ・ 山吹テクノパーク地区の整備完了等、企業誘致施策の展開による事業用地整備が進み、施設の立地が進んでいます。

(2) 区域区分の有無

① 市街地の拡大の可能性

- ・ 本区域では、人口が減少しており、世帯数も減少傾向に転ずると予測されています。一方、(都)東海環状自動車道や中央自動車道などによる交通条件の優位性により、市街地周辺での土地利用転換の需要が見込まれること等から、今後とも適正な土地利用の誘導が必要となっています。

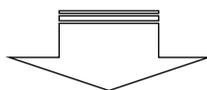
② 良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成

- ・ 少子化・高齢化が進むなか、本区域の郊外部での宅地開発による市街地のスプロール化に歯止めをかけ、コンパクトな市街地の形成と良好な都市環境を形成する都市基盤施設の整備、空洞化した中心市街地の再生へ向けたまちづくり等を積極的に行い、まちなか

居住の推進や都市機能施設の集積を図ることが必要となっています。

③ 緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮

- ・ 生活のやすらぎと潤いのため、盆地景観を形成する森林・丘陵地の緑を守り、自然環境の保全と良好な景観の形成に努め、環境と共生するまちづくりが必要になっています。



以上により、本区域においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、引き続き区域区分を定めるものとします。

3-2 区域区分の方針

(1) 市街化区域と市街化調整区域に配分されるべき概ねの人口

本区域の将来における概ねの人口を次のとおり想定します。

区分 \ 年次	2020年	2030年
都市計画区域内人口	106.7 千人	概ね 96.9 千人
市街化区域内人口	98.2 千人	概ね 89.2 千人
市街化調整区域内人口	8.5 千人	概ね 7.7 千人

(2) 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定します。

区分 \ 年次	2020年	2030年	
生産規模	製造品出荷額	1,301 億円	1,546 億円
	商品販売額	3,097 億円	3,239 億円

(3) 市街化区域の概ねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、現時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域の概ねの規模を次のとおり想定します。

年次	2020年	2030年
市街化区域面積	3,121ha	概ね3,170ha

※2030年の市街化区域面積は、2020年の区域区分見直し時点における市街化区域面積であり、フレームに対応する面積ではありません。

4 主要な都市計画の決定の方針

4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 主要用途の配置の方針

(1) 住居系

本区域では郊外住宅地における人口増加が落ち着いたことに加え、市街地整備が進む駅北地区周辺で人口が増加しています。今後は、安全で良質な住宅・宅地と良好な住環境の確保を目指します。

① 一般住宅地

- ・ 中心市街地に連坦する平坦部の既成市街地を一般住宅地として位置付け、道路・公園等の都市基盤整備とともに、土地利用の整序化、良好な都市型住宅の整備等を行います。
- ・ 地域の個性やコミュニティを活かしながら、背景の緑の山々に調和した落ち着いた落ち着きのあるまち並み形成を図ります。

② 郊外住宅地

- ・ 郊外の丘陵部における面的開発地域を住居専用系の住宅地として位置付けます。
- ・ 原則として、新規開発は中心市街地を取り囲む盆地の緑と周辺市街地を取り囲む緑に囲まれた地域のみとし、周辺市街地を取り囲む緑の外側での面的な開発は抑制します。
- ・ 面的な開発地内では、既に道路や公園等の基盤整備はかなり進んでおり、緑豊かで良好な居住環境の保全に努めます。
- ・ 初期に開発された団地の一部においては、今後の建て替え需要と空洞化の見込みに留意しつつ、良好な居住環境の形成を検討します。

(2) 商業系

① 中心拠点：多治見駅周辺地区

- ・ 東濃地域における都心機能の中心地として、集客基盤の強化を図り、高次の都市拠点づくりを目指すとともに、眺望景観に配慮した建築物や複合的な機能を有する施設、各種サービス機能（行政・民間）の誘導に努めます。
- ・ 大規模集客施設立地エリアとして位置付け、大規模集客施設の立地を図り、にぎわいある中心市街地の形成を目指します。

② 地域拠点及び周辺地区

- ・ 郊外地域において、日常生活に必要な生活サービス施設（機能）を維持・誘導するため、住宅団地内又は既成市街地内に地域拠点として近隣商業地を配置します。

- ・ 鉄道駅周辺など、公共交通、幹線道路等の状況から、ネットワーク型コンパクトシティの形成に支障があると認められる場合は、多様な都市機能を集積すべき拠点の形成について検討します。
- ・ 大畑地区の(国)248号沿道に立地する大規模集客施設を含む地区は、大規模集客施設立地エリアとして、現在の土地利用を維持していきます。

③ 沿道商業地区

- ・ 幹線道路軸として交通量の多い(都)国道19号線、(都)金岡市之倉線、(都)国道248号線多治見バイパス、(都)明和小名田線及び(都)音羽明和線沿道には、自動車による利便性を活かした沿道型商業施設の立地を図ります。

(3) 工業系

① 地場産業振興地

- ・ 滝呂、市之倉、共栄、笠原地区を地場産業振興地として位置付け、陶磁器やタイルなどの地場産業の保全と振興を図っていきます。
- ・ 地場産業担い手育成のため、移住・定住施策を検討します。
- ・ 笠原地区等で立地する工場集積地において、生産・操業環境の維持に努めます。
- ・ たかた・おなだオリベストリートや、市之倉オリベストリートを中心とした地区において、地区内の道路網整備と中心市街地へのアクセス交通の充実とともに、郷土色豊かな歴史・文化資源を活用した、美濃焼文化の香りが漂うまち並みの形成を進めます。
- ・ 滝呂地区においては、陶磁器産業・観光関連まちづくり活動団体等との連携・協力を推進します。

② 新規産業誘導地

- ・ 新規産業の振興を目的とする事業用地の供給など、まちづくりに不可欠な開発に対しては、自然的環境への影響抑制を前提として、中央部市街地エリア、東部丘陵地エリアの市街地に隣接する地域や造成等地形の改変が少ない地域に限定して、計画的に土地利用を見直し、新規産業企業の立地誘導と支援を促進します。

【優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域】

区 域	方 針
高田地区	・ (都)東海環状自動車道との近接性を活かし、新たな工業系の土地需要に対応するため、工業系の土地利用を検討

2. 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

(1) 住居系

- ・ 地方都市としての潤いやゆとりある生活環境をもたらす市街地の形成を目標に、「盆地型地形」の特徴を活かし、豊かな緑に囲まれた低密度（容積率 80～200%）の住宅地と、区画整理による共同建替や都市型住宅への誘導等によって高密度（容積率 400%）な都心部といった、地区に応じた都市形成を目指します。

(2) 商業系

- ・ 多治見駅周辺など中心拠点においては、必要に応じて建築物密度の高度化を図る一方、地域拠点、周辺地区及び幹線道路沿道においては、ゆとりあるまち並み形成に向けて低密度（容積率 200%または 300%）な市街地形成を図ります。

(3) 工業系

- ・ ゆとりある就業環境や防災上の安全性を確保するため、中密度（容積率 200%）な市街地形成を図ります。

3. 市街地の土地利用の方針

(1) 土地の高度利用に関する方針

- ・ 中心市街地では、市街地再開発事業や低・未利用地の活用等により、土地の高度利用を図るとともに、既存の都市機能の充実及び新たな都市機能の導入や防災性の向上等を図り、市街地の再構築を推進します。
- ・ 地区計画に指定されている岐阜県立多治見病院地区は、地域における安定した医療体制の確保と質の高い地域医療サービスの提供のため、用途地域の指定とあいまって土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の充実を図ります。

(2) 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・ 大原川沿いの低地部や土岐川の河岸段丘に広がる一般住宅地では、店舗、事務所等の立地を許容しつつ、地域地区指定で現在の環境保全を図ります。
- ・ 地区の特性に合わせた地区計画の指定を検討します。
- ・ 多治見駅北土地区画整理事業区域内や多治見駅前中之郷地区、市街地周辺部の住宅団地（滝呂地区、西部緑のまち地区、向島住宅団地、陶都の杜）では、引き続き地区計画を指定し、住環境の保全を継承します。
- ・ 中心市街地に密集する住宅地では、地震災害や火災などに配慮した都市環境の整備・改善を図ります。
- ・ 適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に与

える影響を考慮し、所有者等に適切な管理を促すなど、居住環境の保全に努めます。

- ・ 移住定住の推進のため住宅ストックを活用する施策を実施するなど、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

(3) 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・ ふるさとの風景を代表する盆地（丘陵・斜面地）の緑は、自然保全ゾーンとして位置付け、区域区分制度によって、無秩序な市街化を抑制します。
- ・ 市街地に隣接し、郷土のシンボルとなる良好な自然的景観を有している地区（高根山、虎溪山、窯洞、中峰谷、池田）は、風致地区の指定により、引き続き都市の風致を維持するものとしします。
- ・ 緑地については、身近な緑を増やすため、公共施設や民有地の緑化に努めます。
- ・ 社寺林は、保護育成を図り、自然環境と共生した都市の創出を目指します。

(4) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・ (国)19号・(国)248号沿線等で、中心市街地内の商業地として商業業務施設の立地が進む地域においては、用途の純化を図り、商業系用途地域への転換、又は特別工業地区等の併用指定を検討します。
- ・ 多治見駅北側や土岐川南側の商業地域の一部、及び笠原町の住居系用途地域に指定されている緩和型の特別工業地区と、準工業地域の一部に指定されている制限型の特別工業地区を継続します。

4. その他の土地利用の方針

(1) 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・ まとまった農地については、生産性の高い農業を維持するため、農地の保全に努めます。

(2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定により、無秩序な宅地開発等を抑制するとともに、農地、保安林、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域などは、災害防止の観点から保全し開発を抑制します。
- ・ 必要な開発等を行う場合には、雨水・土砂流出の抑制に努めます。
- ・ 森林は、自然環境の保全・保健休養とあわせて、災害防止の機能を有しているため、適正な保全管理を行います。

(3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・ 風致地区に指定されている虎溪山・高根山・窯洞・中峰谷・池田地区の他、市街地に隣接した斜面緑地は、市街地を取り囲む環状の緑を形成しており、市民生活の身近に感じられる、都市景観上、重要な緑地として保全します。

(4) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・ ネットワーク型コンパクトシティの実現に向け、原則として既存の市街化区域の低・未利用地の利活用を優先し、市街化調整区域での開発は抑制します。ただし、周辺の自然環境や営農環境等との調和に十分に配慮し、農林漁業に関する土地利用との調整を図った上で、計画的な都市的土地利用の実現を目的とする開発については許容します。

【市街化調整区域における秩序ある都市的土地利用の検討区域】

区 域	方 針
都市的土地利用の需要が高い地域（地区計画等）	・ 工業あるいは商業の機能が集積し、都市的土地利用の需要が見込まれる地区については、周辺の市街化を促進するおそれがない場合に限り、市マスタープランに具体的な区域を定めた上で、地区計画等により、農林漁業との調整が図られた区域で土地利用を検討
集落地域	・ 住宅開発やまとまりある集落などの既に市街地の形態を成している区域は、市マスタープランに具体的な区域を定めた上で、集落地のコミュニティの維持や地域の活力向上を図るため、計画的な施設整備を検討 ・ 南姫地区を主体に根本・小泉地区において開発許可基準条例が適用されている区域については、条例の適切な活用を継続
幹線道路沿道地域	・ (国)19号・(国)248号等の幹線道路沿道、及び東部丘陵地エリアで施策的に適地と位置付けられる地区において、工業機能、物流機能等を目的とする開発は、市マスタープランに具体的な区域を定めた上で、周辺の市街地拡大を誘発するおそれのない範囲で検討

4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針**1. 交通施設の都市計画の決定の方針****(1) 基本方針****① 交通体系の整備の方針**

- ・ 市中心部における渋滞の緩和とともに、市内交通の円滑な移動及び他都市との連携や公共交通との連携を強化する道路網の整備を進めます。

●道路

- ・ 既存の放射状道路網に加え、市街地をリング状に取り囲む内環状道路網として、(仮称) 平和太平洋線、(都) 上山平和線等を配置することにより、中心市街地の通過交通を削減します。
- ・ 内環状道路から多治見駅にアクセスする道路の整備により、中心市街地の交通を分散します。
- ・ バリアフリー等の視点による、歩行者や自転車に配慮した道路環境の整備を進めます。
- ・ (仮称) 土岐多治見北部連絡道路や(仮称) 東濃西部都市間連絡道路(延伸)などの(都) 東海環状自動車道へのアクセス道路を確保し、他都市との近接性の向上を高めます。
- ・ 社会経済情勢の変化を考慮しつつ、都市計画道路の必要性・効率性・実現性を検証し、適宜、適切な見直しを行います。

●公共交通

- ・ 多治見駅前の広場機能の強化により鉄道とバス路線の一体的なネットワークを形成し、公共交通の充実による自動車交通からの利用転換など、環境への負荷の少ない体系づくりを進めます。
- ・ 自動車から公共交通機関に転換するため、地域あいのりタクシー等の活用による新たな移動手段の導入を検討し、公共交通機関の利用促進を図ります。

② 整備水準の目標

- ・ 概ね 20 年後の整備水準の目標を、市街化区域内における幹線街路の配置密度 1.40km/km²、整備率 65.1%とし、交通環境の向上に努めます。

(2) 主要な施設の配置の方針**① 道路**

- ・ 道路について、以下の路線を配置します。

配置目的	路線名
内環状道路網	(仮称) 平和太平線、(都) 音羽明和線、(都) 上山平和線、(都) 国道 248 号線多治見バイパス
中心市街地の交通分散	(一) 武並土岐多治見線、(都) 音羽小田線、(都) 音羽小名田線、(仮称) 白山豊岡線
他都市との連携強化	(仮称) 東濃西部都市間連絡道路 (延伸)、(都) 東濃西部都市間連絡道路、(都) 東海環状自動車道、中央自動車道、(都) 国道 19 号線、(都) 国道 248 号線多治見バイパス、(都) 岡岡市之倉線 ((国) 248 号)、(都) 多治見大畑線、(都) 明和小名田線、(主) 名古屋多治見線、(主) 豊田多治見線、(一) 下石笠原市之倉線、(主) 豊田多治見線 (滝呂バイパス)、(都) 市之倉線、(仮称) 土岐多治見北部連絡道路
市街地内交通の円滑な移動支援	(都) 多治見下石線、(都) 小名田線、(都) 音羽小名田線、(都) 本町生田南線

② 鉄道

- ・ 主要な鉄道として、JR 中央本線、JR 太多線を位置付けます。

③ その他

- ・ 多治見駅北土地区画整理事業に関連して整備された駅北駅前広場、既設の駅南駅前広場を連絡する南北連絡線 (自由通路) を配置し、駅前広場周辺地区のバリアフリー化を進めます。
- ・ 駅南地区の市街地再開発事業に伴うペDESTリアンデッキ等の整備による快適な歩行空間を確保します。

(3) 主要な施設の整備目標

- ・ 優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種 別	名 称	備 考
道 路	(都)国道 248 号線多治見バイパス	一部
	(仮称) 東濃西部都市間連絡道路 (延伸)	一部
	(都)上山平和線	一部
	(都)音羽小名田線	一部
	(都)音羽小田線	一部
	(都)市之倉線	一部
	(仮称) 平和太平線	一部
	(主)豊田多治見線 (滝呂バイパス)	一部
	(仮称) 白山豊岡線	一部
	(都)小名田線	一部
	(仮称) 土岐多治見北部連絡道路	一部

2. 下水道及び河川の都市計画の決定の方針**(1) 基本方針****① 下水道及び河川の整備の方針****●下水道**

- ・ 公共下水道は、人口減少などを踏まえ効率的な整備・維持管理により、生活環境の保全及び改善、河川などの水質保全に取り組みます。

●河川・砂防

- ・ 本区域内の一級河川は、庄内川水系の 11 河川と木曾川水系の 1 河川からなり、その延長は約 50km に及んでいます。今後、河川災害の未然防止の観点から河床掘削、床固め、護岸整備等により順次改修し、治水安全度の向上に努めます。
- ・ 河川事業においては、多自然川づくりを推進します。
- ・ 河川断面の改修に加え、流域全体の保水機能を高めるために、雨水を貯めるための雨水流出抑制施設などの流域対策や、人と自然が共存できる生活環境や自然環境とのバランスを考えた治水対策を進めます。
- ・ 治水安全度を超える洪水が発生しても都市機能が麻痺したり、人命に関わることにならないように、洪水時の避難体制や洪水に関する正確で迅速な情報提供などの危機管理対策を充実します。
- ・ 従前からの遊水機能を有する土地において、やむを得ない開発を行う場合には、事業者

に対して、代替施策の実施により従前の保水・遊水機能を保全させるなど、総合的な治水対策を推進します。

- ・ 開発行為による雨水の流出量の増大については、調整池の設置等により、抑制を図ります。

② 整備水準の目標

- ・ 下水道について、本区域の汚水処理人口普及率は97.4%（2018年度末）となっており、100%の達成を目標とします。
- ・ 県が管理する中小河川は、当面、治水安全度 1/30 を目標とし、国が管理する土岐川については、目標とする治水安全度に応じて整備を進めます。

種別	整備水準の目標（治水安全度）
河川	市之倉川：1/30
	笠原川：1/30

(2) 主要な施設の配置の方針

① 下水道

- ・ 市之倉流域等の汚水を処理して市之倉川へ放流する市之倉下水処理場、笠原町地域の汚水を処理して笠原川へ放流する笠原下水処理場、その他の地区の汚水を処理して土岐川等へ放流する池田下水処理場を配置します。

② 河川

- ・ 本区域の中心部を東西方向に流れる土岐川、既成市街地を取り囲む周辺部の丘陵地から土岐川に流入する笠原川、大原川、生田川、高田川、市之倉川、辛沢川、大沢川を主要な河川として位置付けます。
- ・ 本区域北部には、南北方向に流れる木曾川水系の姫川を位置付けます。

(3) 主要な施設の整備目標

- ・ 優先的に概ね10年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種別	名称	備考
下水道	公共下水道	多治見処理区（姫地区汚水幹線・面整備、池田下水処理場増設等） 笠原処理区（富士・平園地区） （仮称）笠原-池田処理場連絡管
河川	土岐川	河川改修
	笠原川	河川改修
	市之倉川	河川改修

3. その他の都市施設の都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

- ・ ごみ処理施設等については、ごみの減量化に努めることで、焼却場や最終処分場への負荷を軽減します。
- ・ 市民病院と火葬場は、施設の適切な維持管理に努めます。
- ・ 多治見総合文化会館については、大規模改修を実施し、施設の適切な維持管理に努めます。

(2) 主要な施設の配置の方針

① ごみ処理施設

- ・ ごみ処理施設として、三の倉町地内に、リサイクルプラザを併設した多治見三の倉新焼却場を配置します。

② 病院

- ・ 公共交通の利便性や他の医療機関との連携を考慮した上で、中心市街地に位置する前畑地区に多治見市民病院を配置します。

③ 火葬場

- ・ 火葬場として、多治見市火葬場を配置します。

④ 教育文化施設

- ・ 教育文化施設として、多治見総合文化会館を配置します。

(3) 主要な施設の整備目標

- ・ 現在、整備・供用されている施設についての維持、改善を図ります。老朽化の進む施設については、施設の更新や次期施設の検討を進めます。
- ・ 市の公共施設については、公共施設適正配置計画に基づき、施設の統合・複合化、転用、廃止等を進めます。

4-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 主要な市街地開発事業の決定の方針

市街地整備にあたっては、既成市街地の再整備を優先して行います。その上で、ネットワーク型コンパクトシティの実現を目指し、官民が協働した多様かつ柔軟な市街地開発事業等により良好な市街地の形成に努めます。

(1) 中心市街地

- ・ 都市基盤施設の整備改善による中心市街地での定住・交流人口の増加、商業集積関連施設の整備、タウンマネジメント機関を中心とする商店街整備、都市型新事業の支援施設の整備等により活性化を図ります。
- ・ 多治見駅周辺は、都市機能の更新、都市防災及び住環境の向上、定住・交流人口の増加を図るため、駅南地区での市街地再開発事業の推進及び、新規地区での展開を検討します。

(2) 周辺市街地、郊外市街地

- ・ 都市的な土地利用が進まない地域においては、狭あい道路の解消、公園整備などの都市基盤の整備を行います。
- ・ 根本駅周辺の地域拠点においては、都市機能及び居住の誘導を図るため、周辺環境に十分に配慮し、農林漁業との調整を図った上で、市街地開発事業等により計画的な土地利用を検討します。

2. 市街地整備の目標

- ・ 優先的に概ね10年以内実施することを予定する市街地開発事業は以下のとおりです。

事業名	備考
多治見駅南地区第一種市街地再開発事業	施行中

3. その他の市街地整備の方針

- ・ 活性化が望まれる中心市街地では、地域関係者に共感を呼ぶまちづくり事業(人口定住施策、地域資源を活用した交流ビジネス、小規模共同建替、NPO支援)等により都市環境の充実を図ります。
- ・ 本町オリベストリート、たかた・おなだオリベストリート、市之倉オリベストリートを中心とした地域の主体的なまちづくり活動を支援します。

4-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1. 基本方針

(1) 自然的環境の整備又は保全の方針

市街地の周囲に広がる丘陵地や土岐川などの自然資源を保全・活用するとともに、既存公園等の植栽などによる既成市街地での緑の保全を図ります。

① 市街地を取り囲む丘陵・斜面地の保全と活用

- ・ 市街地のまとまりとともに、ふるさとの風景を醸し出す丘陵地や山稜及び市街地内の段

丘斜面の緑を積極的に保全します。

- ・ 土石・粘土採取場等の裸地にあつては、事業後の緑地回復を促していきます。

② 市街地の骨格を形成する河川での水辺環境の保全と活用

- ・ 土岐川・大原川・笠原川などでは河川が有する自然性の保全や生物の生育環境の改善など、自然環境に配慮した河川管理を行うことで水辺環境を保全します。

③ 既成市街地での緑の維持

- ・ 中心市街地・周辺市街地では、市民との協働のもとに多種多様な手法を用いて身近な緑の維持に努めます。

④ 農地の保全・管理

- ・ 里山的な樹林地と農地が介在する地区においては、適切な保全と管理を行い、田園風景と調和するまち並みの形成を図ります。また、農地周辺において、既存住宅等を活用した都市農業の担い手の育成と定住促進を図ります。

(2) 整備水準の目標

- ・ まちなかでの緑を維持し、丘陵地・山稜の緑を的確にまもり育てるため、概ね20年後における都市施設としての都市公園の面積は、現在の都市計画区域人口一人当たり14.19㎡/人(2018年)を維持します。

2. 主要な緑地の配置の方針

良好な自然的環境を構成する主要な緑地について、緑地の機能を以下の系統別に評価し、それぞれの配置の方針を示します。

(1) 環境保全系統

- ・ 都市の骨格である市街地周辺の丘陵地と中央部を流れる土岐川の斜面地を環境保全に寄与する緑地として位置付け、保全します。
- ・ 本区域西部から土岐川下流部にかけての地域及び良好な植物群落を有する本区域東部の地域は、動植物の生態系を含めた環境を保全・維持する重要な緑地として位置付け、保全します。

(2) レクリエーション系統

- ・ 市街地内の河川空間(土岐川・大原川・笠原川)を軸として、市街地外縁部での大規模な公園緑地を日常圏域でのレクリエーション活動の拠点として位置付け、保全します。

- ・ 山稜・水辺や既存の自然体験学習施設を活用することにより、周辺丘陵地において、自然とふれあう場の拠点を位置付け、保全します。
- ・ 虎渓山周辺地区を自然と歴史に親しむ拠点とするとともに、市街地内に点在する社寺林を保全します。

(3) 防災系統

- ・ 川南地区の段丘斜面や丘陵部での宅地開発地周辺の斜面緑地は、保安林等に指定されている森林とともに、土砂流出等の災害防止機能を有する緑地として保全します。
- ・ 市街地内の公園・緑地や社寺林は、地域や施設特性によって、災害避難地や災害緩衝緑地としての機能を有する緑地として位置付け、保全します。

(4) 景観構成系統

- ・ 丘陵・段丘斜面の緑や、虎渓山・高社山・高根山・潮見の森、深山の森等の山稜、そして土岐川をはじめとする河川空間は、ふるさとの風景を形成する緑地として位置付け、保全と景観整備を推進します。
- ・ 虎渓山周辺をはじめとする市街地に環状型に隣接し、景勝や生態に優れた地区は、風致を維持する緑地として位置付け、保全します。

3. 実現のための具体の都市計画制度の方針

- ・ 配置された緑地について、整備又は保全を実現するために選択する具体の都市計画制度は以下のとおりです。

種別	方針
公園・緑地	・ 市街地整備事業を通じての公園の保全（住吉地区、笠原町神戸・栄地区、宅地開発計画地等）
	・ 市街地外縁部での優良な自然的環境を活用した自然体験型の緑地の保全
風致地区	・ 市街地に隣接する丘陵地や斜面緑地・山稜及び水面の保全 ・ 土岐川下流部の河川沿い斜面緑地の保全
景観計画	・ 市街地の身近な緑地の創出や、丘陵地の緑の保全（美しい風景づくり）

- ・ 開発や土地利用転換を規制し、緑地の機能を維持させている、保安林、農業振興地域等の適切な維持を図ります。

4. 主要な緑地の確保目標

- 優先的に概ね10年以内に整備予定の主要な公園は以下のとおりです。

種別	名称	備考
公園	多治見運動公園	

1 用語の解説

1 共通（語尾等の表現について）

本文中における各種方針の記述がどのような意思を持っているかを明確に示すため、語尾等の表現は以下のとおり統一しています。

語 尾 等	説 明
～進めます。 ～行います。 ～するものとします。 ～定めます。 ～強化します。 ～構築します。 ～集約します。 ～実施します。 ～推進します。 ～導入します。 ～保全します。 ～誘導します。 ～抑制します。 ～配置します。	【定義】 ・ 県・市町が主体的に、目標年次である 2030 年までに実行(※)する施策又は実行済み（実行中）の施策。 例) インターチェンジの周辺はその好条件を活かし工業団地を形成します。 例) 生産性の高い農地については、保全します。 ※「実行」とは、土地利用系の場合は都市計画決定すること、都市施設系の場合は都市計画決定する又は整備することをいう。
～位置付けます。 ～検討します。	【定義】 ・ 目標年次である 2030 年までに、その方針（実行主体等も含む）を定め、実行するもの。
～促進します。 ～努めます。 ～図ります。 ～目指します。 ～目標とします。	【定義】 ・ 目標年次である 2030 年までに実現されることを目指す又はそのための施策を実行中のもの。
(仮称)〇〇	都市計画決定を予定する都市計画施設（道路、公園等）名称
(国)〇〇号	都市計画道路以外の一般国道
(主)〇〇線	都市計画道路以外の主要地方道
(一)〇〇線	都市計画道路以外の一般県道

2 個別

用 語		説 明
あ	ICT	Information and Communication Technology の略。情報通信技術。
	ITS	Intelligent Transport Systems の略。高度道路交通システムと直訳され、道路交通の安全性、輸送効率、快適性の向上等を目的に、最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システムの総称。
	アクセス	道路や交通機関を用いて、ある地点や施設へ到達すること。
	アメニティ	快適性。住み心地の良さ。
い	インバウンド	訪日外国人旅行客誘致。
	インフラ	インフラストラクチャーの略。道路、橋りょう、ダム、学校、病院、鉄道、上下水道、電気、ガス、電話など経済・生産基盤を形成するものの総称。社会資本。
う	魚つき保安林	森林法において、水源のかん養、土砂災害の防備など、特定の公共目的の達成のために指定される 17 種類の「保安林」の一つ。魚つき保安林は、水面に対する森林の陰影の投影、魚類等に対する養分の供給、水質汚濁の防止等の作用により魚類の生息と繁殖を助ける。
	雨水流出抑制施設	治水対策の一環として、敷地内に降った雨水をそれぞれの敷地内で貯留、浸透させることにより、洪水発生を防止することを目的とした施設。具体的には、地下貯留槽などの貯留施設と、浸透ます、透水性舗装などの浸透施設がある。
	ウォーターフロントパーク	河川、湖沼などの水際、水辺の公園。
え	NPO	Non-Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。 そのうち、「特定非営利活動促進法」に基づき、法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO 法人）」という。
お	大型商業施設	主に大規模小売店舗立地法（大店立地法）が適用される店舗面積 1,000 m ² 超の大型商業施設（店舗）をいう。
	オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空き地を総称していう。都市計画法上の用語としては「公共空地」がある。建築基準法では、総合設計制度における空き地（公開空地）がある。
	汚水処理人口普及率	国土交通省、農林水産省、環境省がそれぞれ所管する下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等の汚水処理施設の普及状況を、それらを使える人口の総人口に対する割合で表した指標。
	オリベストリート	岐阜県が提唱する、県出身の先人・古田織部が好んだ自由奔放、独創性などの特徴・理念（オリベイズム）を現代の生活全般に反映させ、岐阜県の産業・文化の活性化を進めるプロジェクト（オリベプロジェクト）の一つの取り組みであり、陶磁器のまちとして発展してきた資産を活かした「賑わいのまちづくり」、「ビジターズ産業おこし」として多治見市が進めるプロジェクト「オリベストリート構想」の対象として選定された地区。

用 語		説 明
	温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称のこと。人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがある。
	オンデマンドバス	予約型の運行形態方式のバス。運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。
か	街区公園	都市公園のうち、もっぱら街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。誘致距離 250m の範囲内で 1 か所あたり面積 0.25ha を標準として設置する。
	開発許可制度	都市計画法における開発行為に対する許可制度。都市の水準を確保するため、一定規模以上の開発行為に対して、道路などの必要な公共施設の整備などの技術的基準を設けている。市街化調整区域においては、一定のものを除き開発行為自体を制限している。
	可住地	居住に利用できる土地。岐阜県の都市計画基礎調査では、水面、その他自然地（原野・牧野、荒地を除く）、道路用地、交通施設用地、公共空地、公共施設用地、その他公的施設用地、商業用地、工業用地を「非可住地」とし、それ以外を「可住地」としている。
	合併浄化槽	し尿と生活雑排水をあわせて処理する浄化槽のこと。
	観光地区	自然環境に恵まれた地域において、観光施設又はレクリエーション施設を特定の地域に限定して集中立地を図るために定められる地区。
	緩衝機能	隣接、近接する異種異用途の間に介在することで、両者間で生じる問題や影響を緩め和らげる働きや役割のこと。
	環状道路	都市の一部又は全部を囲み、都心に用事のない交通を迂回させることを目的とする道路。
	幹線街路	都市計画道路の一つ。都市の主要な骨格をなし、近隣住区等における主要な道路又は外郭を形成する道路で、発生又は集中する交通を当該地区の外郭を形成する道路に連結するもの。
き	既存ストック	これまでに整備された都市基盤施設や公共施設、建築物などの蓄積のこと。
	急傾斜地崩壊危険区域	がけの斜面角度 30 度以上、かつ高さが 5m 以上のがけ地のうち、崩壊のおそれがあるとして法律により知事が指定した区域。
	狭隘（きょうあい）道路	幅員が狭く、自動車の通行に支障を来す道路。
	緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。
	近隣公園	都市公園のうち、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。近隣住区あたり 1 か所を誘致距離 500m の範囲内で 1 か所あたり面積 2ha を標準として配置する。
	近隣商業地域	都市計画法に基づく用途地域の一種。近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するための地域などに指定される。

用 語		説 明
く	区域区分	<p>都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分することで、一般的に「線引き」と呼ばれているもの。無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和など、地域の実情に即した都市計画を樹立する上で根幹をなす。昭和 43 年の都市計画法改正により導入された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 12 年の都市計画法改正により、都市計画区域毎に区域区分を定めるか否か、また定める場合にはその方針について、都市計画区域マスタープランの中で示すこととなった。 区域区分の決定にあたっては、当該都市計画区域の人口・産業動向、都市的土地利用の現況及び動向を勘案するとともに、都市活動と農林漁業との調和に十分配慮して適切に設定する必要があるとされている。
	区画道路	都市内道路のうち、交通の機能よりも、沿道の出入り機能の役割が大きい道路で、地域住民の日常生活に密着した道路。
け	経営耕地面積	農家が経営する耕地（田、畑、樹園地の計）の面積をいう。経営耕地は自己所有地と借入耕地に区分される。
	景観行政団体	景観法により定義される景観行政を司る行政機構。政令指定都市又は中核市にあつてはそれぞれの地域を管轄する地方自治体が、その他の地域においては基本的に都道府県がその役割を負う。ただし、景観法に基づいた規定の事務処理を行うことを都道府県知事と協議し、同意を得た市町村の区域にあつては、それらの市町村が景観行政団体となる。また、景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができる。景観計画区域に指定された区域では、建築や建設など景観にかかわる開発を行う場合に、設計や施工方法などを景観行政団体に届け出るなどの義務が生じる。
	景観計画	景観法に基づき、景観行政団体である都道府県や市区町村が定める計画。地域の景観形成の総合的な基本計画であり、景観計画の区域や景観形成の方針、行為ごとの規制内容等を定める。
	景観条例	景観づくりの理念や目標、具体的なまちづくりの誘導や市民の意見の反映などに関し、必要な手続や方策等を制度的に定める条例。県単位又は市町村単位で、議会の議決を経て制定される。
	景観地区	建築物の形態意匠の制限等により、市街地の良好な景観の形成を図るために定められる地区。
	形態規制	<p>用途制限との関連で、地域ごとに建物の建て込みや規模（建蔽率、容積率、道路斜線、日影）などについて規制しようとするもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 建蔽率：建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。 2) 容積率：建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合。 3) 日影規制：隣地に与える日照の影響により中高層の建築物の高さなどを制限する。 4) 斜線規制：道路・隣地からの距離により建築物の高さを制限する。

用 語	説 明
下水道	生活排水、工場排水、雨水等の下水を排除するために設けられる排水管などの排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設、これらの施設を補完するために設けられるポンプ施設を含む施設の総体で、公共下水道、流域下水道及び都市下水路の3種類に分類される。 下水道の設置・管理は、公共下水道及び都市下水路については原則として市町村が行い、流域下水道については原則として都道府県が行う。
ゲストハウス	一般的に、比較的安価な料金で利用できる、主にバックパッカー向けの宿泊施設。
減災	災害の被害を軽減すること。
建築協定	住民の合意のもとに、一定地域内の建築物の構造・用途・形態・デザインなどに関する基準を定める建築基準法に基づく制度。
建蔽率	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合のこと。
広域公園	都市公園のうち、主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園。地方生活圈など広域的なブロック単位ごとに1か所あたり面積50ha以上を標準として配置する。
広域道路	県内及び他県との交流を支え地域の連携を促す幹線道路で、高規格道路と一体的に機能する一般国道及び主要な都道府県道等のこと。
広域防災拠点	広域的な災害対策活動が円滑かつ効率的に行われるための活動拠点。主に人やモノの流れを扱う拠点となり、救援物資の中継・分配機能、広域支援部隊の一次集結・ベースキャンプ機能、海外からの支援物資・人員の受入れ機能、災害医療支援機能、物資等の備蓄機能の全て又は一部を機能として持つ。
高規格幹線道路	自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国の主要都市間を連絡し、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。
公共下水道	主として市街地における下水を排除又は処理するため、地方公共団体が計画、設置、管理する下水道。単独公共下水道、流域関連公共下水道及び特定環境保全公共下水道がある。
公共車両優先システム (PTPS)	交通管理者の交通管制システムとバス事業者のバスロケーションシステムとを有機的に結合したシステム。路上の光学式車両感知器とバス車載装置間で双方向通信を行い、バス優先信号制御、バスレーン内違法走行車への警告、バス運行管理支援、所要時間表示などをリアルタイムで行う。
公共水域	公共利用のための水域や水路のことをいい、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路をいう（ただし、下水道は除く）。

用 語	説 明
工業地域・準工業地域	都市計画法に基づく用途地域の一種。主として工業の利便を増進するために定める地域。工業地域内ではホテル・キャバレー等の風俗営業施設、映画館、学校、病院等の建築物は建てられない。 これに対して、準工業地域は主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するために定める地域であり、最も制限が緩い用途地域であるが、火薬等の危険物の製造工場や貯蔵施設のほか、悪臭、騒音、健康阻害等のおそれのある工場などの建築物は建てられない。
交通結節点	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。具体的な施設は、鉄道駅、バスターミナルなど。
高度地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、市街地の環境の維持又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区。
高度利用地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、建築物の敷地などの統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに、建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、土地の高度利用と都市機能の更新を図る地区。
交流産業	ある地域が他の地域の人々を招き入れ、情報や文化を交換し、交流することに関わる産業の総称。具体的には、イベント・コンベンションの開催・誘致、特産品の開発・販売、地域の情報発信などが挙げられる。
交流人口	地域外からの旅行者や短期滞在者。
コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。地域社会。共同体。
コミュニティバス	交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス、もしくは、市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送により運行するものをいう。
コミュニティ・プラント	下水道区域以外の住宅団地等から排出されるし尿と生活雑排水を集合処理するために市町村が設置・管理する地域し尿処理施設。
コンパクト+ネットワーク	人口減少下において、生活に必要な各種のサービスを維持し、効率的に提供していくために、各種機能を一定のエリアに集約化（コンパクト化）するとともに、各地域をネットワーク化することで各種の都市機能に応じた圏域人口を確保するという考え方。
コンパクトシティ	都市内の中心市街地、主要な交通結節点周辺等から、都市機能の集積を促進する拠点（集約拠点）を地域特性を踏まえて選択して位置付け、複数の集約拠点と都市内のその他の地域とを公共交通を基本に有機的に連携させる拠点ネットワーク型の「集約型都市構造」のこと。
さ サイン	目印・表示・標識などをいう。特に、不特定多数の利用者を対象として公的機関が設置し、日常社会生活の中で主として行動の指標となる情報を伝えるものとして、公的サインがある。

用 語	説 明
里山	集落、農地の周辺にある農業・生活に使われていた森林。（竹林を含む）
砂防えん堤	土砂の流出を防止したり調節したりするために設けるもの。
砂防指定地	大雨などで山の斜面や谷などが浸食されて発生する土砂の流出による被害を防止するために、砂防設備が必要な土地又は一定の行為の制限を行う土地として国土交通大臣が指定した土地のこと。
シェアサイクル	相互利用可能な複数の自転車置き場からなる、自転車による面的な都市交通システム。
市街化区域	都市計画区域のうち、「既に市街地が形成されている区域」と、「概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域」。用途地域などを定め、秩序ある市街地形成を図るとともに、市街化を促進する都市施設を定め、市街地開発事業などによって整備、開発を積極的に進めるべき区域とされる。
市街化調整区域	都市計画区域のうち「市街化を抑制すべき区域」。市街化調整区域内では、原則として、農林漁業用の建物等を除き開発行為は許可されず、また用途地域を定めないこととされ、市街化を促進する都市施設も定めないものとされている。
市街地開発事業	一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設、宅地や建築物の整備を一体的に行う、面的な市街地の開発事業。土地区画整理事業、市街地再開発事業などが該当する。
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的に、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業。事業種別には第一種（権利変換方式）と第二種（管理処分方式）がある。
寺社叢（じしゃぞう）	寺社の敷地内や参道沿いの庭園樹木や森林。
地震防災対策推進地域	南海トラフ地震が発生した場合に著しい被害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域（南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域）。国が全国で 29 都府県・707 市町村を指定おり、県内では岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、郡上市、下呂市、本巣市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡、可児郡が指定されている。
自然環境保全地域	自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域。
自然的土地利用	田畑などの農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川などの土地利用を加えたもの。
地場産業	特定の一地方において、その地方の資源・労働力を背景に古くから発展し、その地に定着している産業。
市民緑地	都市内の民有地の緑を保全し、良好な都市環境を確保するために、樹林地などの所有者と地方公共団体などが契約を行い、地方公共団体などが施設を整備し、市民緑地として一定の期間管理し、住民に公開するもの。所有者は土地にかかる税金の優遇措置が与えられる。
社会基盤	産業や社会生活の基盤となる施設。道路、鉄道など産業基盤の社会資本、および学校、病院等の生活関連の社会資本など。インフラ。

用 語	説 明
住区基幹公園	比較的小規模な公園のことで、街区公園、近隣公園、地区公園の種類がある。
終末処理場	下水を最終的に処理して、河川その他の公共の水域に放流するために下水道施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設のこと。
集約型都市構造	⇒コンパクトシティ【⇔分散型都市構造】
重要水防箇所	堤防の大きさが不足している箇所、洪水が堤防や地盤を浸透し湧き出る箇所、堤防の法くずれの危険性のある箇所など、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所を示すもの。
重要伝統的建造物群保存地区	文化財保護法第 144 条第 1 項に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとってその価値が特に高いものとして文部科学大臣が選定する地区。
循環型社会	廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
小規模集合排水処理施設	市町村が汚水等を集合的に処理する施設であって、小規模なもの整備促進を図るため、地方単独事業により実施するもの。
新五流域総合治水対策プラン	岐阜県は 8 つの流域に分かれており、それらの流域面積やそこに流れる河川の規模、さらにはその流域における近年の災害の発生状況や河川整備状況などを踏まえ、総合的な治水対策プランを作成する対象流域を長良川、宮川（神通川）、揖斐川、土岐川、木曾・飛騨川の 5 流域としている。その 5 流域の総合的な治水対策プランを総じて新五流域総合治水対策プラン（新五流総）という。
親水空間	水と親しむことを主目的とした場所のこと。
浸水想定区域 （洪水浸水想定区域）	洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると指定された河川が、想定し得る最大規模の降雨によって氾濫した場合に浸水が想定されるとして指定された区域。
水源涵養機能	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。
水棲生物	水中又は水辺に生息する生物。
ストックマネジメント	持続可能な事業の実現を目的に、目標を定め、施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理すること。
ストリート・ファニチャー	道路、主として歩道上に設置される様々な街路備品。ベンチ、街路灯、標識などが挙げられる。
スプロール	市街地が無計画に郊外へ拡大し、無秩序な市街地を形成すること。道路や下水道等の都市施設が整備されないまま低質な市街地が形成され、防災上、環境上の問題を生ずるのみでなく、市街地環境を改善するにあたって公共投資の非効率化を招くなど、社会的、経済的な困難を生ずることが弊害として挙げられる。
スマートインターチェンジ	高速道路本線やサービスエリア、パーキングエリア等から乗り降りができるように設置されるインターチェンジ。通行可能な車両（料金支払い方法）を ETC 搭載車両に限定している。

用 語		説 明
	スローライフ	現代社会のスピードと効率を追い求める慌しい暮らしや働き方を見直し、人生をゆったりと楽しみ、生活の質を高めようという生活様式に関する思想の一つ。
せ	生活環境保全林	地域住民の生活周辺において防災機能と保健休養機能を与えてくれる森林として都道府県が指定し、治山事業として整備する森林。
	製造品出荷額等	「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず及び廃物」の出荷額及びその他の収入額の合計。
	線引き	都市計画区域を、計画的に市街化を図る市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域に分けること。都市計画法では「市街化区域及び市街化調整区域との区分（あるいは単に「区域区分）」と称している。【⇔非線引き】
そ	ソフトピアジャパン	1996年に岐阜県大垣市に誕生した、情報産業を育成、振興、集積するIT拠点。
	ゾーン30	生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策。
た	大規模集客施設	建築基準法別表第二（か）項に掲げる建築物。劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの。
	大規模集客施設立地エリア	都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設について、現在既に立地している場所や今後立地予定の場所で、計画的に適正な立地を進め、商業機能の維持と発展を図るエリアのこと。原則として、そのエリアのみを大規模集客施設が立地可能な都市構造として許容する。具体的には、立地可能な用途地域（近隣商業・商業・準工業地域）にある施設を位置づけることとしているが、立地不可能な用途地域にある施設を位置づける場合でも、今後個別に広域調整手続きを行った後、立地可能な用途への変更を行う予定としている。
	大規模集客施設立地規制地区	特別用途地区の一つで、中心市街地活性化への影響が大きいと考えられる、準工業地域における大規模集客施設の立地を制限するために定められる地区。
	第1次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では農業、林業、漁業がこれに該当する。
	第2次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業がこれに該当する。

用 語	説 明
第3次産業	産業を3部門に分類した場合の一区分。日本標準産業分類の大分類では電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、他に分類されないサービス業、公務がこれに該当し、農林水産業、鉱工業、建設業以外のサービス生産活動を主体とするすべての業種が含まれる。
タウンマネジメント	市民、行政、商店街など地域を構成する様々な主体が参加し、広範な問題を内包するまちの運営を横断的・総合的に調整・プロデュースし、中心市街地の活性化と維持に主体的に取り組むこと。中心市街地活性化法においても、このタウンマネジメント機関の役割が重視されている。
立場（たてば）	江戸時代に、五街道等で次の宿場町が遠い場合その途中に、また峠のような難所がある場合その難所に、休憩施設として設けられたものをいい、茶屋や売店が設けられていた。俗にいう「峠の茶屋」も立場の一種である。馬や駕籠の交代を行うこともあった。藩が設置したものや、周辺住民の手で自然発生したものもある。また、立場として特に繁栄したような地域では、宿場と混同して認識されている場合がある。継立場（つぎたてば）あるいは継場（つぎば）ともいう。
地域高規格道路	高規格幹線道路を補完し、地域相互の連携交流や空港・港湾などの広域交通拠点などを連結する規格の高い道路。4車線以上の道路で時速60～80km以上で高速走行できる自動車専用道路かこれと同等の機能を持つ道路。
地域公共交通網形成計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に基づいて地方公共団体が作成する、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画。
地域森林計画対象民有林	民有林を対象として、森林計画区ごとに都道府県知事が全国森林計画に即して5年ごと10年を1期として立てる計画。
地域地区	都市計画法に基づく都市計画の種類の一つで、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される体制。
地域防災計画	ある一定の地域において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、各防災機関の任務を明確にし、全力をあげて災害の発生を防止し、さらに応急的援助を行うなど被害の軽減に努めるよう、事前の対策をまとめたもの。
地区計画	都市計画法に定められた制度の一つで、地区の特性にふさわしい良好な都市環境の維持・形成を図るために、必要な事項を定める制度。ある地区が目指す将来像を示したり、生活道路の配置や建築物の建て方のルールなどを定める。住民等の意見を反映して、その地区独自のきめ細かなまちづくりルールを定めることができる。

ち

用 語	説 明
	<p>治水安全度</p> <p>水害に対する安全性を示す指標であり、通常は過去の実績から統計的に算出される降雨の年超過確率で表す。例えば、「〇〇川の治水安全度は 1/10 である」といった場合、10 年に 1 回程度降る大雨でも水害が起きない可能性が高いことを意味する。計画上の治水安全度は、建設省（当時）河川局監修の河川砂防技術基準（案）同解説（計画編）（平成 9 年）によれば、「計画の規模（治水安全度）は、河川の重要度や被害の実態、経済効果等を総合的に考慮して定める」とされている。</p>
	<p>駐車場整備地区</p> <p>都市計画法に基づく地域地区の一つで、商業地区や住居地区内で、自動車交通の多い地区において、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するため、駐車場の整備を推進する必要がある地区。</p>
	<p>中心市街地活性化基本計画</p> <p>地方都市の個性や独自性を活かし、中心市街地の総合的な魅力の増進と活性化を図るための計画を地方公共団体から募り、優れた計画を認定して事業を積極的に推進する計画。</p>
	<p>超高齢社会</p> <p>高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の人口割合）が 21% を超える社会。高齢化率が 7% を超えたときに高齢化社会、14% を超えたときに高齢社会と分類している。</p>
	<p>鳥獣保護区</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）に基づき、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るために指定される区域。</p>
	<p>調整池</p> <p>短時間の集中的な降雨などにより、増水しつつある河川への洪水流出量を抑制するための施設。</p>
つ	
て	<p>DID</p> <p>Densely Inhabited District の略。人口集中地区と直訳され、国勢調査の集計のために設定される統計地域で、人口密度が 40 人/ha 以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が 5,000 人以上となる地域。</p> <p>低炭素社会</p> <p>二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。低炭素型社会、脱炭素社会ともいう。</p> <p>低・未利用地</p> <p>土地基本法において、土地は国民のための限られた貴重な資源であり、適正かつ合理的な利用をすべきものとして位置付けられているが、こうした観点に立ったときに、本来、建築物などが建てられその土地にふさわしい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない場合、これを一般的に低・未利用地という。</p> <p>同種概念に都市計画法に基づく遊休土地がある。都市計画運用指針では、未利用とは何らの用途にも供されていない状態、低利用とは対象土地の利用の程度が周辺地域における同一の用途、又はこれに類する用途に供されている土地の利用程度と比較して著しく劣っている状態をいう。</p>

用 語		説 明
	テクノプラザ	VR技術やロボット技術など科学技術に関する各研究開発機能が集積する研究開発拠点であり、「IT」と「ものづくり」の融合による産業の高度化・情報化・及び新産業の創出を目指している。情報提供や人材育成・研究開発支援機能をもたせる地域産業の高度化を推進する中核拠点として整備された施設で、県有施設である岐阜県科学技術振興センターと第三セクターの株式会社VRテクノセンターから成る合築施設となっている。
	デマンド型交通	予約型の運行形態の輸送サービスを指す。路線定期型交通と異なり、運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより様々な運行形態が存在する。
	伝統的建造物群保存地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、価値のある伝統的建造物群及び周辺環境を保存するために指定される地区。建造物、土地の形質、樹木など現状の変更に対して規制を受ける。
と	東濃研究学園都市	東濃西部地域における先端科学技術研究施設が集積した都市のこと。研究者により良い環境を提供するため、クオリティーの高い居住空間、交流施設などを整備し、世界に誇ることができる快適で高機能なまちづくりを、地域と一体となって進めている。
	特定空家	空家等のうち、(イ)そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、(ロ)そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、(ハ)適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、(ニ)その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるもの。
	特定環境保全公共下水道	公共下水道のうち、市街化区域以外の区域において設置される下水道。
	特定用途制限地域	都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域が定められていない地域（市街化調整区域を除く）において、良好な環境の形成・保持の観点から、望ましくない用途の建築物などの建築を制限する地域。
	特別業務地区	卸売市場等の流通業務施設を集中立地及び幹線道路沿い等で沿道サービス施設の立地を図るために定められる地区。
	特別工業地区	特別用途地区の一つで、周辺地域との環境保全を図りながら地場産業の育成を図る等のために定められた地区。
	特別用途地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域を補完するものとして、特別の目的から特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るために定める地区。特別工業地区などがある。

用 語	説 明
特別緑地保全地区	都市計画区域内の緑地の良好な自然的環境を保全するために定められる地区。都市緑地法第 12 条に規定された制度。2004 年の旧都市緑地保全法の改正（同改正により法律名も改称）により、従前の都市緑地保全地区の規定が、都市緑地保全地域及び特別都市緑地保全地区の規定として改められている。都市計画法及び関連法令の規制を受けるべき土地として指定される「都市計画区域」内で良好な自然環境を形成している緑地のうち、市町村が都市計画に「地域地区」の一つとしてその区域を定めた緑地。神社、寺院等と一体となって文化的意義を有するもの、風致・景観が優れ、地域住民の生活環境として必要なもの、動植物の生息地又は生育地で保全する必要があるものなどが設定される。
都市型水害	アスファルト舗装の道路や密集したコンクリート建物は地中への雨水の浸透を低下させる。このような都市において、局地的な豪雨による雨水が一気に下水道や中小河川へ流れ込み、排水処理機能がこれに追いつかない場合に雨水があふれ出すことにより発生する水害。
都市農業	市街地及びその周辺の地域において行われる農業のこと。
都市基幹公園	都市公園のうち、都市の骨格を形成する大規模な公園であり、市民全般を対象としたもの。総合公園と運動公園によって構成される。
都市機能	一般的には都市及びそこで営まれる人間社会を構成する主要な機能。例えば「居住機能」「工業生産機能」「物流機能」「商業・業務機能」「行政機能」「文化機能」「レクリエーション機能」などの都市的な機能のほか、「自然機能」や「農業機能」もそれに含んで指す場合も多い。なお、都市インフラ（道路・鉄道、公園緑地、上下水道、都市河川などの都市基盤施設）のうえに上記のような都市機能が配置され、ひとつの都市構造を形成するが、駅、インターチェンジ、空港などの交通施設、公園緑地などは、インフラでもあり、同時に都市機能でもある。
都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。都市再生特別措置法に基づいて市町村が作成する立地適正化計画で定める。
都市計画区域	都市計画法とその関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域について都道府県が指定する。
都市計画区域マスタープラン	都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、その区域ごとに、都道府県が一市町村を超える広域的な見地から、区域区分をはじめとして都市計画の基本的な方針を定める。

用 語	説 明
都市計画公園	都市計画区域内において、都市計画法 11 条の都市施設として都市計画決定された公園。公園の種別としては、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園があるが、公園の機能に応じた規模の適正化を図るため、公園種別に応じた規模を基準として定める。公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地に関する都市計画は、面積が 10ha 以上については広域的見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として都道府県知事が、その他については市町村が定める。
都市計画道路	都市の基盤的施設として都市計画法に基づき都市計画に定められた道路のこと。以下の 4 種類がある。 ①自動車専用道路 ②幹線街路 ③区画街路 ④特殊街路
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続き、開発許可・建築制限などの都市計画制限、都市計画事業の認可・施行などについて定めた法律。昭和 44 年（1969 年）施行。
都市公園	都市公園法にいう都市公園には、以下のものがある。 ①国営公園（広域的な利用に供するもの及び国家的な記念事業等として設置するもの） ②地方公共団体が設置する都市公園（街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等）
都市高速鉄道	都市における鉄道のうち、都市計画上必要な都市施設として都市計画法に基づき定められたものをいう。
都市再生整備計画	都市再生特別措置法第 46 条第 1 項に基づき市町村が作成する、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施するための計画。
都市施設	道路、公園、下水道など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。都市計画法第 11 号において道路、鉄道などの交通施設や公園、緑地などの公共空地等を都市施設としている。これらの都市施設は、土地利用、交通などの現状、将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めることとされている。
都市的土地利用	主として都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用のこと。
都市のスポンジ化	都市のなかで、小さな敷地単位で低未利用地が散発的に発生する現象。
都市緑地	主に都市の自然的環境の保全・改善及び健康で文化的な都市生活の確保の用に供するために設けられる緑地。
土砂災害危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所の総称。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。（通称：イエローゾーン）

用 語		説 明
	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。(通称：レッドゾーン)
	土石流危険溪流	土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある川や沢をいう。
	土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の整備を図る事業。土地区画整理事業の基本的な仕組みは、土地の所有者が道路、公園など公共施設用地を生み出すために土地の一部を提供(減歩)し、宅地の形を整えて交付(換地)するものである。
	土地利用計画	無秩序な市街化の防止や、土地の合理的な利用を図るための計画のこと。その実現のための手法には、区域区分(線引き)や地域地区(用途地域等)などがある。
な	内水排除	河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地(人が住んでいる場所)にある水を「内水(ないすい)」と呼ぶ。内水を排除することを「内水排除」という。
	内水氾濫	内水の水はけが悪化し、建物や土地・道路が水に浸かってしまう状態。
に ぬ		
ね	年間商品販売額	1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。
の	農業集落排水施設	一般の公共下水道とは別に、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水などを処理する施設。
	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)に基づき、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域のこと。その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。
	ノーマライゼーション	高齢者も若者も、障がい者も健常者も、すべて人間として普通(ノーマル)の生活を送るため、共に暮らし、共に生きていくような社会こそノーマルであるという考え方。つまり、高齢者、障がい者等があるがままの姿で、他の人々と同等の権利を享受できる社会を目指すもの。
	農用地区域	農振法に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として、市町村が農業振興地域整備計画で用途(農地、採草放牧地等)を定めて設定する区域。
は	パーク・アンド・ライド	都心部等での道路交通混雑を避けるために、都市の郊外部において自動車を駐車し、鉄道・バス等の公共交通機関へ乗り換える手法。また、バスの場合は、パークアンドバスライド、自転車を利用したものをサイクルアンドライドともいう。

用 語		説 明
	配置密度	<p>都市計画道路の配置密度の考え方は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 『整備水準』の定義については、あくまで改良済みであることを基本とする中で、現時点で事業中もしくは 10 年以内に事業化が見込まれる代表的な路線を対象とし、今後 20 年以内に整備される延長を目標値として計上する。 『市街地内』の定義については、線引き都市計画区域であれば市街化区域内、非線引き都市計画区域であれば用途地域内とする。 計上する道路については、広域的な交通処理等の交通機能や市街地内の空間形成の機能等に配慮した道路を基本として、主要な都市計画道路（自動車専用道路及び幹線街路）を計上することとする。都市計画としては、広域的な路線は他の路線と同様、市街地内における都市活動を支える重要な路線であり、県としては該当する市街地内の主要な都市計画道路を計上することが妥当であると考えている。 「都市内道路整備プログラム策定マニュアル（案）」（平成 9 年 10 月建設省）によれば、望ましい配置密度は 3.5 km/km²。
	ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
	バス高速輸送システム（BRT）	連節バス、公共車両優先システム（PTPS）、バス専用道、バスレーンなどを組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステム。
	バスロケーションシステム	バスの位置情報を GPS 車載器でリアルタイムに把握することにより、バスの現在位置・運行状況・遅れ情報等の提供を行うシステム。
	ハブ	交通の路線等が集中する場所。
	バリアフリー化	障がい者や高齢者が行う諸活動に不便な障壁（バリアー）を取り除くこと。例えば、階段の代わりに緩やかなスロープをつけたり、道路の段差をなくしたりすること。
ひ	非線引き	都市計画区域マスタープランの中で、線引き不要と都道府県が判断した都市計画区域のことをいう。平成 12 年の都市計画法改正により線引き制度（市街化区域と市街化調整区域との区分）が大幅に改正され、線引きをするか否かを、都市計画区域を定めた都道府県が、地域の実情を踏まえて、都市計画区域マスタープランの中で判断する仕組みになったことを受けたもの。
	ファサード修景	主に建築物の前面について、その外観を美しく整えること。
ふ	風致地区	都市計画法に基づく地域地区の一つで、良好な風致の保全を目的として、樹木の伐採、土地の形質の変更、建物の規模（建蔽率、高さ）などを規制する地区。風致地区内においては、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などの行為について、都道府県の条例（10ha 未満のものについては市町村の条例）により、都市の風致を維持するために必要な規制が課せられ、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ知事（市町村長）の許可を受けなければならない。

用 語		説 明
	フレーム	人口を最も重要な市街地規模の算定根拠としつつ、これに世帯数や産業活動の将来の見通しを加え、市街地として必要と見込まれる面積。
へ	ペDESTリアンデッキ	歩行者のための人工地盤。主に、鉄道駅、バスターミナル等の交通結節点において整備されることが多く、歩行者を自動車交通と分離し、安全で快適な歩行者空間を確保する。
	ベッドタウン	大都市の周辺に位置する住宅都市。住民の大部分が大都市に通勤し、夜だけ帰ってくるところからいう。
ほ	保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。
	防火・準防火地域	都市計画法に基づく地域地区の一つで、市街地における火災の危険を防ぐため、一定の建築物を耐火建築物又は準耐火建築物にするなど、建築物の不燃化を図る地区。
	放射状道路	都市の中心地域等からその周辺へ放射状に延びる道路。
	ポケットパーク	道路沿道の公共用地を活用してつくった小公園。
	保健休養機能	森林浴やハイキングなどの森林レクリエーションをすることによって、安らぎを得たり、心身の緊張をほぐしたりする効果のこと。
	保健保安林	森林法において、水源のかん養、土砂災害の防備など、特定の公共目的の達成のために指定される 17 種類の「保安林」の一つ。森林の持つレクリエーション等の保健、休養の場としての機能や、局所的な気象条件の緩和機能、じん埃、ばい煙等のろ過機能を発揮することにより、公衆の保健、衛生に貢献する。
	ほ場整備	水田や畑を利用しやすいように整形したり大きな区画にしたりすることによって、農業が安定する農地を作り上げること。
	保存樹林	都市における美観風致の維持を図るため、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和 37 年 5 月 18 日法律第 142 号）」に基づき、都市計画区域内の樹木又は樹木の集団について、市町村長が指定するもの。
ま	MaaS	Mobility as a Service の略。情報通信技術を活用し、自家用車以外の交通手段による移動を 1 つのサービスと捉え、継ぎ目なく「移動」の概念。
	まちなか居住	鉄道駅周辺など、都市の中心地域（まちなか）に住むこと。市街地の郊外拡大によって生じた中心市街地の人口減少など「空洞化」の問題に対応して人口の回復を図ることができること、交通の便がよいため高齢者や子育て世代などが暮らしやすいこと、さらには郊外部の環境負荷を軽減したり社会資本の投資を都心に集中することにより投資効率を高めることなどのメリットがあるとされている。
み	密集市街地	老朽化した木造等の建築物が密集しており、かつ、十分な公共施設が整備されていないこと、その他の土地利用の状況から、防災上の安全性が確保されていない市街地をいう。
む	無電柱化	電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう。
め	メカトロニクス産業	機械装置に電子工学的知見を融合させた技術を利用する経済活動のこと。

用 語		説 明
も	モビリティ	動きやすさ、移動性、機動性。交通分野では、人が社会的活動のために交通（空間的移動）をする能力を指す。一般にモビリティは、個人の身体的能力や交通手段を利用する社会的・経済的能力、交通環境によって左右される。
や		
ゆ	遊水機能	河川沿いの田畑等において雨水又は河川の水を一時的に貯留する機能のことをいう。洪水時の河川流量、水位の低減の役割がある。
	優良農地	集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地、農業生産性の高い農地など良好な営農条件を備えている農地のこと。
	ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
よ	用途地域	都市計画法や建築基準法に基づいて、住居、商業、工業など市街地における大枠としての土地利用の規制・誘導を行うもので、第一種低層住居専用地域をはじめ 13 種類がある。用途地域制度が目的としているのは、適切な土地利用計画に基づく建築物の規制・誘導であり、用途混在や建築物の過密化を防止することにより、適正かつ合理的な土地利用を実現していく。基本的には市町村が定める。
	用途転換	計画的に土地利用の転換を図る場合や、従来想定されていた市街地像と異なる建築物が相当程度立地する動向にある場合などにおいて、用途地域の変更を行うこと。
ら	ライフライン	上下水道や電力、ガス供給施設などの供給処理施設、通信施設、交通施設など、人間の生命や社会的な生活の維持に直結した施設。
り	立地適正化計画	都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に基づいて市町村が作成する、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地の適正化を図るための計画。
	リニア中央新幹線	東京都から甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部、名古屋市附近、奈良市附近を經由し大阪市までの約 438km を、我が国独自の技術である超電導リニアによって結ぶもの。
	リノベーション	再構築すること。人口減少や高齢化等、経済社会情勢の変化に対応した都市の再構築（リノベーション）が求められている。
	リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル	ごみになる物は断ること（リフューズ）、ごみを減らすこと（リデュース）、物を繰り返し使うこと（リユース）、資源として再利用すること（リサイクル）。
	流域関連公共下水道	公共下水道は、市町村の整備・管理による主として市街地の下水を排除し、又は処理する下水道である。このうち、終末処理場を有しているものを「単独公共下水道」、終末処理場がなく流域下水道に接続するものを「流域関連公共下水道」という。
	流雪溝・消融雪施設	流雪溝とは、除雪した雪を処分するために流す溝のこと。消融雪施設とは、積もった雪を溶かす装置のこと。
	流通業務団地	流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るために定められる地区。

用 語		説 明
	緑地環境保全地域	市街地及び集落地並びにこれらの周辺地にある樹林地、水辺地その他これらに類する自然環境を有する土地で、その自然環境を保全することが地域の良好な生活環境の維持に資するものとして、知事が岐阜県自然環境保全条例第 25 条の規定により指定するもの。
	緑地協定	住民の合意のもとに、一定地域内の緑化に関する自主的な基準を定める制度。
る		
れ	歴史的景観地区	古くから市街地を形成し、祭り、伝統、文化の中心、そして飛騨市のシンボルとなっていて、都市景観の形成を図る必要があると認める地区。
	歴史的風致維持向上計画	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 5 条第 1 項に基づいて市町村が作成する、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上を図るための計画。
	レクリエーション機能	休養や娯楽、スポーツ活動、文化芸術活動などによって心身の疲れを癒し、充足を図る機能。具体的に、このような機能を持つ施設としては、都市公園や自然公園、スポーツ施設、様々な娯楽・遊戯施設、芸術文化施設、観光地などが挙げられる。
	連続立体交差事業	都市部における道路整備の一環として、道路と鉄道との交差部において、鉄道を高架化又は地下化することによって、多数の踏切を一挙に除却し、踏切渋滞、事故を解消するなど都市交通を円滑化するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化を促進する事業。
ろ	ロードサイド型	幹線道路等の通行量の多い道路の沿線において、自家用車でのアクセスが主たるもののこと。